平成２８年（フ）第２５号
鳥取県鳥取市田園町１丁目282番地　市住Ｒ２－１号
債務者　山本　瑞穂
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７号
鳥取県鳥取市賀露町北２丁目11番25号、旧住所鳥取県鳥取市桂見620番地53
債務者　鈴木　一雄
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４号
山口県下関市王喜本町６丁目１番12―402号ケアハウス王喜の郷、前住所山口県下関市小月市原町11番44号
債務者　蔵多喜　猛
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
愛媛県西条市喜多川633番地６　アクアヒルズ西条210号室、住民票上の住所愛媛県新居浜市中村２丁目１番39号
債務者　明星　　寛
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１９号
福岡県嘉麻市平56番地１　誠心園グループホームはなみずき
債務者　入部　貴王
1　決定年月日時　平成28年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第２０号
福岡県田川市大字糒2104番地１　昭和団地１－１－１
債務者　横田　幸美
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第５５号
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣685番地　レジリエンスＢ201、前住所大阪府摂津市昭和園９番５－303号
債務者　万膳　達弥
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２３号
宮崎県都城市久保原町12街区21号
債務者　勝目ゆかり
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第８３号
大分市新町６番20号（新町コーポ101）
債務者　矢野　幸代
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２９号
宮崎県延岡市高千穂通3851番地１　コーポ岡富　101
債務者　野邊　和美
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第３１号
宮崎県延岡市平原町２丁目1124番地13　グランドメゾン福寿Ｃ　101
債務者　甲斐　忠司
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第３２号
宮崎県延岡市大貫町３丁目917番地　ＯＡＫＳ－Ｂ　203、前住所宮崎県延岡市野田町4797番地12
債務者　児﨑　夏樹
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１２号
石川県能美市中町ツ10番地３　ソルレヴェンテ201号
債務者　佐藤　京子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第１４号
山梨県富士吉田市上吉田840番地の13
債務者　須藤　秀子
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
山梨県都留市田野倉521番地１　第５オリオンハイツ102
債務者　大濱　洋美
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
山梨県都留市上谷1538番地16
債務者　藤沼　信雄
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係